

六、盲聾啞兒教育

●(イ) 縣立三重盲啞學校

津市乙部町

盲啞教育

縣立

沿職經事位
革員營業置

校長事務取扱光本清十郎外教員八名、書記一名保母一名

明治四十三年四月三重縣師範學校附屬小學校ニ盲生學級ヲ附設シ來リシカ
大正八年十二月之ニ分離シ三重縣慈善協會所屬トシテ津市外青谷ニ移シ三
重盲啞院ト改稱ス次テ大正九年四月同會所屬ヲ離レ會員組織トナシ從來
盲生ノミヲ教育シ來リシカ更ニ聾啞部ヲ併置シ其ノ修業年限ヲ各普通科五
年、技藝科四年ニ改正ス越ヘテ大正十年四月私立學校令ニ依ル認可ヲ受ケ
名稱ヲ私立三重盲啞學校ト改稱シ盲部普通科修業年限ヲ六ケ年ニ延長ス然

現在

教授科目

レトモ入學兒童增加ニ伴ヒ次第ニ狹隘ヲ感シタルヲ以テ校舍新築ノ計畫ヲ
樹テ大正十年度ニ於テ現在ノ土地ヲ購入シ熊澤一衛氏ノ特志ニ依リ校舍ノ
新築寄附ヲ受ケタルヲ以テ之ニ寄宿舎ヲ附設シ大正十二年五月移轉セリ大
正十二年八月盲啞教育令公布ニ伴ヒ學則ノ變更其ノ他諸般ノ設備ヲ施シ大
正十三年四月文部省ノ認可ヲ受ケ大正十四年四月縣立ニ移管ス
男女八十八名ヲ收容シ遠方ノ兒童ニハ寄宿ノ便ヲ與ヘ銳意之カ教育ニ努力
シツ、アリ而シテ現在ノ教授科目並ニ大正十四年度歳入歳出豫算左ノ如シ

初等部	身修 國語 算術 歷史 地理
中等部	身修 國語 算術 生理 衛生 解剖 生理 衛生
高等部	身修 國語 算術 術科 理科 理科 理科 理科
初等部	身修 國語 算術 工書 地理
初等部	身修 國語 算術 歷史 地理
中等部	身修 國語 縫製 縫製 縫製 縫製
初等部	身修 國語 算術 工書 地理

國庫納金	修繕費	雜誌費	賄費	通信運搬費	印刷費	消耗品費	備用品費	驗習費	器機費	書籍費	雜費	學資補給金	旅費	勉勵賞與	臨時備人料
------	-----	-----	----	-------	-----	------	------	-----	-----	-----	----	-------	----	------	-------

八〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	九八、〇〇〇	一五五、八〇〇	一八、〇〇〇	四〇、〇〇〇	一八〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	二二〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	七四二、五〇〇	一八〇、〇〇〇	一四七、一三〇	五〇、〇〇〇
--------	--------	--------	---------	--------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------

小使月給	學校醫年手當	保姆月給	舍監月加俸	書記月給	教員月給	校長年俸
------	--------	------	-------	------	------	------

六七二、〇〇〇	一二〇、〇〇〇	四八〇、〇〇〇	一八〇、〇〇〇	六三六、〇〇〇	六、七二〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇
---------	---------	---------	---------	---------	-----------	---------

大正十四年度歲出豫算

理科 灸按摩 物理 數學 理科 英語 家事(女子) 裁縫(女子)	理科 灸按摩 物理 數學 理科 英語 家事(女子) 裁縫(女子)	理科 灸按摩 物理 數學 理科 英語 家事(女子) 裁縫(女子)	理科 灸按摩 物理 數學 理科 英語 家事(女子) 裁縫(女子)	理科 灸按摩 物理 數學 理科 英語 家事(女子) 裁縫(女子)	理科 灸按摩 物理 數學 理科 英語 家事(女子) 裁縫(女子)	理科 灸按摩 物理 數學 理科 英語 家事(女子) 裁縫(女子)	理科 灸按摩 物理 數學 理科 英語 家事(女子) 裁縫(女子)	理科 灸按摩 物理 數學 理科 英語 家事(女子) 裁縫(女子)	理科 灸按摩 物理 數學 理科 英語 家事(女子) 裁縫(女子)	理科 灸按摩 物理 數學 理科 英語 家事(女子) 裁縫(女子)	理科 灸按摩 物理 數學 理科 英語 家事(女子) 裁縫(女子)	理科 灸按摩 物理 數學 理科 英語 家事(女子) 裁縫(女子)	理科 灸按摩 物理 數學 理科 英語 家事(女子) 裁縫(女子)	理科 灸按摩 物理 數學 理科 英語 家事(女子) 裁縫(女子)	理科 灸按摩 物理 數學 理科 英語 家事(女子) 裁縫(女子)
-------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------

合計

一一、四二〇、〇〇〇

●(口) 神都訓盲院

宇治山田市岩淵町二〇九番地

盲人教育

有志會員

院長牛江卯助外教員四名

位置 職業 沿革

明治三十九年宇治山田鍼灸按協曾ノ發起ニテ鍼灸按摩術ノ講習ヲ同市岩淵町ニ開キタルニ始マル大正八年一月牛江氏ヲ院長ニ神田竹次郎氏ヲ院主ニ推シ神都訓盲院設立ノ認可ヲ申請シ同年七月十日認可ヲ得テ開院ス大正九年十一月神田氏院主ヲ辭ス依テ牛江氏院主ヲ兼ネ大正十年三月院舎ヲ現在ノ地ニ新築シテ今日ニ及フ

現況

大正十四年度ニ於テ縣ハ事業助成ノ爲金八百圓ヲ補助ス而シテ現ニ男十人女六人計十六人ヲ左記教授科目ニ依リテ教授シ生徒ハ總テ通學ヲ爲ス大正十四年度豫算左ノ如シ

盲生

普通科

技藝科

修身 國語

修身 醫學

算術 地理

衛生 鍼灸術

歴史 理科

按摩術 體操

唱歌 體操

神都訓盲院大正十四年度歳入歳出豫算

歳入

三〇〇、〇〇〇

三〇、〇〇〇

八〇〇、〇〇〇

六〇、〇〇〇

六〇、〇〇〇

三五〇、〇〇〇

一、六〇〇、〇〇〇

- 一、贊助會費
- 二、授業料
- 三、補助金
- 四、寄附金
- 五、繰越金
- 六、借入金
- 合計

歳出

六〇〇、〇〇〇

二、消耗品費	四〇、〇〇〇
三、集金費	五〇、〇〇〇
四、火災保險料	二二、〇〇〇
五、通信費	二、〇〇〇
六、旅費	四〇、〇〇〇
七、借入金償還費	五五八、八〇〇
八、圖書費	三〇、〇〇〇
九、備品費	五〇、〇〇〇
一〇、借地料	五五、〇〇〇
一一、電燈料	七、二〇〇
一二、雜費	八〇、〇〇〇
一三、豫備費	五〇、〇〇〇
一四、新聞代	一五、〇〇〇
合計	一、六〇〇、〇〇〇

第六 教化事業

一、矯風並生活改善

斯民會ノ活動ニ依リ民力涵養事業ノ一トシテ勤儉獎勵ト共ニ或ハ活動寫眞講演或ハ講演講話會又ハ文書ノ宣傳等ニヨリテ其ノ實行ヲ促シ時間ノ尊重ヲ鼓吹シ冠婚葬祭其ノ他日常生活上ノ改善ヲ獎勵シ郡市ニ於テハ夫々規約ヲ設ケテ實行シ時代ニ適應スヘク努メツ、アリ。尙ホ生活同盟會主催「時の記念日」ニ關シテハ第三四ヨリ之ニ賛同シ或ハ宣傳ボスターノ配付ヲナシ或ハ講演會ヲ催シ縣下ヲ通シテ一齊ニ時間尊重定時厲行ニ力ヲ盡サシメ第五回ニ於テハばんふれつど五千部ヲ印刷シテ之ヲ配付シ本年第六回ニ於テハ特ニ補助金ヲ支出シテ郡市町村ニ於テ「時の記念日」ニ關スル講演會ヲ開催セシメ尙ホ縣廳ハ勿論各官公署トモ定時ノ厲行ニ努メ漸次ニ美風ヲ馴致シツ、アリ

二、勤儉獎勵 (民力涵養、消費節約、國民精神作興)

民力涵養事業ニ關シテハ大正八年三月内務大臣訓令ノ發布以來之ニ基キテ五大要綱徹底ニ關スル計畫大綱ヲ立テ曩ニ任用セル貯蓄獎勵員囑託ヲシテ專ラ其ノ衝ニ當ラシメ殊ニ縣斯民會ハ其ノ目的事業ニ於テ相合致セルカ故ニ本會ヲシテ一層活動セシメ講演講話會ノ開催機關雜誌三重斯民ノ發刊等ニ依リテ健全ナル國家觀念ノ養成、人心ノ指導、經濟

ト道德ノ調和、生活ノ安定等ニ意ヲ用ヒ各種ノ団体ト聯絡ヲ保チ内務省其他ヨリ名士ヲ招聘シテ講演會ヲ開ケルモノ三十六回參會者約二萬九千ニ及ヒ其ノ他公私ノ學校ニ於テ隨時兒童、生徒ニ對スル訓話或ハ文書印刷物宣傳等ニ依リ趣旨次第ニ徹底シ各郡市ニ於テハ生活改善、矯風規約ヲ制定シテ實行シツ、アリ然レトモ歐洲大戰ノ好況ニ伴ヒ奢侈浪費ノ風習容易ニ之ヲ矯正スルニ至ラス而モ經濟界ノ不況ハ生活ノ安定ヲ脅威スルコト甚シキモノアリ縣ハ深ク此ノ狀勢ニ鑑ミ五大要綱中刻下最モ力ヲ傾注スヘキハ勤儉貯蓄ノ美風涵養ニ在ルヲ思ヒ縣斯民會ヲシテ時間尊重、厲行ニ關スル印刷物三萬枚ヲ調製シテ全縣下ニ配付セシメ又ハ各郡市部會ヲシテ便宜講演會ヲ開催セシメ之ニ要スル經費ノ一部ヲ補助シテ相當ノ效果ヲ舉ケタリ爾來奢侈浪費ノ惡風ヲ矯メ節約利用ニ努メテ物價ノ低落ニ資シ生活ノ安定、産業ノ振興ヲ期セム爲更ニ本縣斯民會ヲシテ大正十一年七月ノ初之ニ要スル宣傳印刷物二十五萬枚ヲ縣下各戸ニ配付セシメ尙其ノ趣旨ヲ明ニスル爲「節約のすゝめ」ト題スル小冊子二萬冊ヲ印刷シテ各市町村ノ必要ナル箇所ニ配付セリ次テ同會ハ左記方案ヲ各郡市部會ニ示シテ便宜土地ノ狀況ニ適切ナル方法ニヨリ實行セシメ其ノ經費ノ一部ヲ補助セリ

一、通俗講演並ニ活動寫眞ニ依ル講話ヲ催スコト

一、各學校生徒兒童ヲシテ本趣旨ヲ實行セシメ且之ヲ通シテ家庭ニ普及セシムルコト

一、戸主會、主婦會、青年會、處女會、軍人會、其ノ他諸団体ヲ督勵シテ本趣旨ヲ實行セシムルコト

セシムルコト

一、神職、僧侶、其ノ他人心指導、民衆教化ノ任ニ當ル者ヲシテ講演其ノ他ニ依リ本趣旨ノ徹底ニ努メシムルコト

旨ノ徹底ニ努メシムルコト

一、停車場其ノ他必要ナル箇所ニ宣傳ポスター或ハ掲示板ヲ掲クルコト

一、「スタンブ」類ヲ作りテ書類ノ餘白ニ押捺スルコト

一、葉書、封筒等ノ餘白ニ要項ヲ刷込ムコト

其ノ他節約日設定並其ノ實行ニ關シ民力涵養運動ト相聯絡シテ目的ノ貫徹ニ盡スヘク之ヲ各郡市長ニ移牒シテ便宜之ヲ實行セシメタル結果員辨郡ニ在リテハ毎月一日、十五日ヲ飯南郡ニ在リテハ毎週金曜日ヲ、南牟婁郡ニ在リテハ毎月一日、十一日、二十一日ヲ「節約デー」トシテ實行シ其ノ他ノ各郡市ニ在リテモ土地ノ狀況ニ應シテ相當ノ方法ヲ講シツ、アリ

大正十一年九月十三日川村内務次官ノ消費節約ニ關スル通牒ニ接スルヤ本縣ノ實況ニ鑑ミ左記四項ヲ定メテ其ノ實行ヲ各郡市長ニ移牒シ目下何レモ土地ノ狀況ニ適合セル方案ヲ設定セリ

一、社交儀禮、其ノ他一般ノ慣習ヲ始メ個人生活ニ亘ル消費節約ニ關シテハ各地既定ノ

矯風規約、節約申合規約並之ニ類スル規約履行シ未設ノモノニアリテハ此ノ儘便宜之ヲ協定セシメ且ツ委員等ヲシテ其ノ實行ヲ督勵セシムルコト

一、地方ノ狀況ニ應シ便宜節約日ヲ定メ節約ヲ厲行セシムルコト

一、商業會議所、商工會、産業組合、斯民會、戶主會、主婦會、青年會、處女會、在郷軍人會、佛教會其ノ他各種團體有志等ヲ相聯絡セシメ互ニ提撕呼應シテ消費節約ノ運動ヲ行ハシムルコト

一、消費節約ノ實行ト共ニ勤儉貯蓄ヲ獎勵スルコト

貯蓄獎勵ニ關シテハ明治四十二年五月郡市長ニ對シ御登極五十年奉祝ノ爲メ貯金組合ノ設置ヲ獎勵シ明治五十年ニ於ケル貯金額一千萬圓ニ達セシムル計畫ノ下ニ之ヲ實行セシメシカ既ニ滿年ニ達セルヲ以テ大正六年六月再ヒ郡市長ニ訓示シ各郡市豫定貯蓄額ヲ定メ更ニ向フ十ク年間ニ少クトモ五百萬圓ノ蓄積ヲ爲サシムルコト、シ一層之カ督勵ニ努メタルカ大正八年三月貯蓄獎勵員囑託一名ヲ設置セル際民力涵養ニ關スル内務大臣ノ訓示ニ接シ該囑託ヲシテ民力涵養事業ノ一トシテ其ノ獎勵ニ當ラシメタルカ大正十二年ニ於ケル豫定額參百貳拾四萬壹千圓ニ對シ同年末ノ貯金總額五百拾六萬五千參百圓ニ達シ貯金人員十八萬九千七百二十一人ヲ算ス

大正十二年十一月國民精神作興ニ關スル大詔煥發セララル、ヤ聖旨ノ普及徹底ニ關シテ種

々畫策スル所アリ先ツ縣參事會ニ諮リテ金貳萬圓ノ支出ヲ求メタルカ同會亦異議ナク之ヲ議決セルヲ以テ左記三計畫ヲ遂行セリ

一、詔書謄本ノ交付

社會局ニ依頼シテ詔書謄本一千一百部ヲ調製シ之ヲ各郡市役所町村役場各縣立公立私立學校社會事業團體等ニ交付シ機會アル毎ニ奉讀セシムルヤウ訓令セリ

二、國之礎配付

國民精神作興ニ關スル詔書ハ勿論古クハ天孫降臨ノ神勅ヨリ明治大正ニ至ルマテ歷代ノ詔勅ニシテ我カ國體ノ尊嚴並列聖ノ洪謨ヲ知ルニ足ルヘキモノヲ謹輯シテ之ヲ印刷シ二十五萬部ヲ縣下各戸各官公署、各學校、青年團、處女會、軍人會、各種組合其ノ他ニ配付シ適當ナル場所ニ保管シテ日夕誦讀セシムルノ資ニ供セリ

三、講演會ノ開催

第一期計畫トシテ大正十三年一月ヨリ三月迄東京方面ヨリ二荒芳徳、高島平三郎、留岡幸助、松村介石、國府種徳ノ諸氏ヲ聘シ各郡市ニ亘リ一ケ所或ハ二ケ所ニ於テ詔書御趣旨徹底ニ關スル講演會ヲ開催セルカ其ノ度數二十八參會者貳萬貳千ニ及ヘリ第二期計畫トシテ各郡市ヲシテ町村及必要ナル箇所ニ講演會ヲ開カシメ必要ト認ムル個所ニ縣ヨリ講師ヲ派遣セリ

五 大 綱 目

- 一、立國大義ノ闡明、國體精華ノ發揚ト健全ナル國家觀念ノ養成。
 - 二、立憲思想ノ明瞭、自治觀念ノ陶冶、公共心ノ涵養、犧牲的精神ノ振起。
 - 三、世界ノ大勢ニ順應スベキ日新ノ修養。
 - 四、一般社會ノ諧和、彼此ノ共濟ト輕進妄作ノ根絶。
 - 五、勤儉力行ノ美風作興、生産資金ノ増殖ト生活ノ安定。
- 右ノ項目ヲ實行センガ爲左ノ實行要項ヲ定ム

實 行 要 項

- (イ) 一、二及三ニ對シテハ各種學校、縣斯民會、縣教育會、縣農會、產業組合、青年會、在郷軍人會、其ノ他關係アル団体ト聯絡提携シテ或ハ講習、講話會ヲ開キ、或ハ此等団体ノ機關雜誌ニ適切ナル記事ヲ掲載シテ其ノ普及徹底ニ努ムルコト。
- (ロ) 四及五ニ對シテハ特ニ左ノ各項
富者ニ對シテハ華奢ノ弊風ヲ去ルト共ニ勉メテ公益慈善及救濟ヲ圖ルノ精神ヲ鼓吹シ進デ其ノ出資ヲ獎勵シ財團法人其ノ他適切ナル方法ヲ確立シテ金錢物資ヲ有益ニ使用セシムルヤウ誘導スルコト中産者ニ對シテハ國家ノ中堅タルコトヲ自覺セシムルト共ニ生活ノ安定ヲ圖ル爲一層勤儉ノ美風ヲ獎勵シ進デ普通貯蓄以外ニ家産財團

等ヲ設ケシメ以テ永久ニ一家ノ存續ヲ圖ルヤウ誘導スルコト、貧者ニ對シテハ精神的訓育ヲ加ヘテ其ノ思想界ヲ平靜ニシ進デ其ノ境遇ノ改善ニ關シ自覺奮起シメ大ニ勤儉貯蓄ノ美風ヲ作ルヤウ誘導スルコトニ留意シ又縣下當局者ヲシテ相呼應セシメシメンガ爲各郡市役所及町村役場ニ主任ヲ置キ各關係者ト相俟テテ一般ヲ指導督勵セシメントス。

尙五ノ中規約貯金ニ關シテハ大正六年六月郡市長ニ訓示セル十ヶ年計畫五百萬圓以上ノ勤儉貯蓄ヲ目標トス。

(ハ) 實際ノ成績ヲ舉クル方法トシテ

内務省、逓信省其ノ他關係官衙、各學校、神職、僧侶、公益慈善団体等アラユル關係機關ト聯絡提携シテ一般的講演會ヲ開キ或ハ實地指導ヲ爲スコト、工場主、社員、雇主等ト聯絡シ多數ノ勞働者ヲ使用スル場所ニ於テ講話會ヲ開キ或ハ實地指導ヲ爲スコト。

細民部落、漁村等特ニ貯蓄思想ノ缺乏セル地方ニ對シテハ通俗講話會ヲ開キ或ハ實地指導ヲ爲スコト。

講話會ヲ開ク場合ニハ活動寫眞、幻燈、音曲其ノ他卑猥ニ失セス且教訓的意味ヲ含ム餘興ヲモ附加シテ聽衆ヲ多カラシムルコト。

(ニ) 市町村ニ於ケル戸主會、主婦會、青年會、處女會其ノ他各種ノ會合、講習講話會
等多人數集會ノ機會ヲ利用シテ前記五大綱目ノ趣旨精神ヲ鼓吹スルコト。

(ホ) 毎年一回以上貯蓄成績ヲ發表シテ一般ノ參考ニ資スルコト。

(ヘ) 貯蓄成績優良ナル團體ニ對シテ表彰ノ途ヲ講ズルコト等ノ方途ニ出デントス。

戰後民力涵養事業實行要目

一、立國大義ノ闡明國體精華ノ發揚ト健全ナル國家觀念ノ養成

イ、國民教化ノ普及徹底ヲ期スルコト

ロ、神社並祖先崇敬ノ實ヲ舉クルコト

ハ、教育思想、道德、宗教ニ關スル諸家及諸團體ノ意志疏通ヲ圖リ其ノ奮起ヲ促ス
コト

二、立憲思想ノ明瞭自治觀念ノ陶冶、公共心ノ涵養、犧牲的精神ノ振起

イ、公德心、公共心ノ養成ニ努ムルコト

ロ、共同作業ノ獎勵ヲナスコト

ハ、奉公、感謝ノ觀念ヲ旺ナラシムルコト

ニ、自治制ノ要義ヲ了得セシメ其ノ實績ヲ舉クルニ努ムルコト

ホ、地方中心人物ノ養成ニ努ムルコト

三、世界ノ大勢ニ順應スヘキ日新ノ修養

イ、外來ノ思想ニ對シテハ自主的撰擇ノ態度ヲ執リ之カ咀嚼同化ニ努ムルコト

ロ、青年ノ教導ヲ實際的ナラシメ其ノ効果ヲ舉クルニ努ムルコト

ハ、科學ノ研究心ヲ促進シ發明工夫ノ趣味ヲ助長セシムル方法ヲ講スルコト

ニ、國民體格ノ向上ヲ圖ルコト

四、一般社會ノ諧和彼此ノ共濟ト輕進妄作ノ根絶

イ、社會的事業ノ發達ニ注意シ其ノ善導ニ努ムルコト

ロ、隣保相助ノ方法ヲ講スルコト

ハ、資本主ト勞働者、地主ト小作人ノ關係ニ留意シ共濟諧和ノ實ヲ舉クルニ努ムル
コト

ニ、附和雷動ノ弊風アルモノハ之ヲ矯メ自重自制ノ精神ヲ養成スルコト

ホ、部落改善方法ヲ講スルコト

五、勤儉力行ノ美風作興、生産資金ノ増殖ト生活ノ安定

イ、勤勞ノ趣味ヲ助長スル方法ヲ講スルコト

ロ、貯蓄ノ獎勵ニ努ムルコト

ハ、時間ヲ確守スル方法ヲ講スルコト

- ニ、能率増進ノ方法ヲ講スルコト
- ホ、衣食住ノ改善ヲ圖リ簡易生活ヲ獎ムルコト
- ヘ、冠婚葬祭、送迎等ノ弊害アルモノハ之ヲ改良スルコト
- ト、娛樂改良ノ途ヲ講スルコト

勤儉獎勵ニ關スル計畫要綱

大正十三年十一月勤儉獎勵運動ノ強調セラル、ヤ三重縣斯民會ヲ以テ勤儉獎勵地方委員會ニ代用シ先ツ左記計畫要綱ヲ定メタリ

第一 勤儉獎勵ノ要旨

- 一、戊申詔書並國民精神作興ニ關スル詔書ノ御趣旨ヲ普及徹底セシメ縣下ヲ舉ツテ之カ實踐躬行ヲ期スルコト
- 二、質素勤勉貯蓄ノ道德的並經濟的意義ヲ闡明シ且其ノ力行ノ必要ナル所以ヲ明ニスルコト
- 三、刻下我カ國財政並經濟ノ難局ニ在ルヲ明ニスルト共ニ國際貸借ノ狀勢ニ鑑ミ貿易改善ノ必要ヲ説キ以テ縣民ノ反省自覺ヲ促スコト
- 四、無爲徒食ノ個人的並社會的ニ不可ナル所以ヲ明ニシ縣民舉ツテ勤勞ヲ尙ヒ業務ヲ樂シムノ氣風ヲ養フコト

- 五、能率増進ノ方法ヲ講シ優秀ナル成果ヲ收メシムルコト
- 六、勉メテ國産品ヲ以テ外國品ノ使用ニ代ヘ贅澤品ニ付テハ外國品ト内國品タルトヲ問ハス之カ消費ヲ抑制スルノ要アルヲ説明スルコト
- 七、生活ヲ簡素ニシテ社會生活ニ於ケル各種ノ弊習ヲ矯正スルノ必要ニ付縣民ノ覺醒ヲ促スコト
- 八、公債ノ應募、債券ノ購入、郵便貯金、信用組合貯金、簡易生命保險其ノ他ノ各種方法ニ依ル貯蓄ヲ獎勵スルコト

第二 勤儉獎勵ノ機關

- 一、縣斯民會ヲ以テ勤儉獎勵地方委員會ニ代ヘムトス
(參照) 內務次官社會局長官ヨリ通牒ノ「勤儉獎勵ニ關スル計畫要綱」ニ記載ノ機關
- (一) 勤儉獎勵中央委員會ヲ設置スルコト內務大臣ノ管理ノ下ニ勤儉獎勵中央委員會ヲ置キ內務、文部、大藏、農商務、逓信等ノ關係官吏及民間ニ於ケル學識經驗アル者ヲ以テ之ヲ組織シ舉國一致勤儉ノ實ヲ舉クルニ就キ諸般ノ調査攻究ヲ爲シ關係各方面ニ於テ擔當實行スヘキ事項ヲ協定スルコト
- (二) 勤儉獎勵地方委員會ヲ設置スルコト地方ニ於テハ中央ニ準シ地方長官ヲ中心トシ勤儉獎勵地方委員會ヲ道府縣廳ニ設置スルコト但シ此ノ種ノ施設ニシテ既

設ノモノアル場合ハ之ヲ勤儉獎勵地方委員會ニ代フルコトヲ得

二、教化團體其ノ他ノ民間團體ノ協力
イ、教化團體產業組合其ノ他ノ公益的諸團體
ロ、實業團體其ノ他ノ團體

第三 勤儉獎勵ノ方法

甲、計畫ニ關スルモノ

一、縣知事ヨリ告諭ヲ發シテ縣下ニ勤儉獎勵ノ趣旨ヲ明ニスルコト

一、本計畫ニ關スル重要事項ハ理事會(縣廳内各課長)ニ於テ決定シ更ニ評議員會ノ議決ヲ經ルコト

一、市部會町村支會ヲ便宜ノ區域ニ分テ區長、市町村長議員其ノ他適當ナル人ニ委員ヲ囑託シ民衆ノ指導及實行督勵ノ任ニ當ラシムルコト

一、官公署、學校、產業組合、其ノ他各種團體等ニ於テモ委員ヲ設ケ其ノ部内ノ指導及實行督勵ノ任ニ當ラシムルコト

一、縣斯民會長ハ必要ニ應シ郡市部會長會町村支會會長會委員會等ヲ開クコト

一、郡市部會長町村支會會長ニ於テモ便宜委員會ヲ開クコト

乙、實行要項ニ關スルモノ

一、縣民各自ノ實行スヘキ綱領ヲ左ノ通り定ムルコト

積極的方面

1、一定ノ業務ニ精勵スルコト

2、規律正シキ生活ヲ爲スコト

3、心身ノ鍛鍊ニ努ムルコト

消極的方面

1、消費ヲ合理的ナラシムルコト

2、奢侈ヲ抑制スルコト

3、應分ノ貯蓄ヲ爲スコト

二、中央委員會ノ決議ニ基キ十一月十日ヨリ向フ一週間ヲ勤儉週間トシ左記ノ事項ヲ行フコト

1、廳内各課ノ活動寫真班ヲ派シテ講演會ヲ開クコト

2、宣傳ビラヲ配付スルコト

3、縣下ヲ舉ツテ左記ノ各項ヲ實行シ其ノ成績ヲ報告セシムルコト

イ、生活ニ餘裕アル者ト雖應分ノ勤勞ニ服スルコト

ロ、各自ノ業務ニ精勵シ能率ノ増進ニ努ムルコト

- ハ、可成社會公共ノ事業ニ貢献スルコト
 - ニ、奢侈ヲ戒メ冗費ヲ省クコト
 - ホ、既定矯風規約ヲ實行スルコト
 - ヘ、斯民會ノ決議ニ基キ日用品ハ努メテ内國品ヲ用フルコト
 - ト、記念貯金ヲ普及實行スルコト
- (備考) イ以下各項ハ其ノ地方ノ狀況ニ應シ便宜適切ナル具体案ヲ定メシム
- 一、從來各郡市町村ニ於テ協定セラレタル矯風規約節約申合等ハ之ヲ勵行スルコト
 - 一、大正十六年ヲ期シテ五百萬圓以上ニ達セシムトスル本縣ノ規約貯金及産業組合各種記念貯金ハ之ヲ參千萬圓以上ニ達セシムルコト
- (參照) 大正十二年末豫定參百貳拾四萬壹千圓ニ對シ實額五百六拾壹萬五千參百圓ニ達ス産業組合各種貯金壹千貳百萬圓
- 一、貯金ハ公債ノ應募、債券ノ購入、郵便貯金、簡易生命保險其ノ他各種ノ方法ニ依ルヘキコト勿論ナリト雖特ニ地方産業資金ヲ潤澤ナラシムカ爲産業組合等ヲ利用スルコト
 - 一、各學校ニ於テハ特ニ學用品ノ節約利用ヲ兒童生徒ニ實行セシムルコト
 - 一、利用組合購買組合等普及發達ヲ圖ルコト

丙、宣傳並普及徹底ニ關スルモノ

- 一、教化團體其ノ他民間團體ハ勿論縣下各新聞雜誌ト聯絡シテ宣傳スルコト
 - 一、適切ナル講演ノ開催並活動寫眞ノ使用ヲ爲スコト
 - 一、宣傳ニ關スル「ポスター」、標語ヲ縣下一般ヨリ懸賞ニテ募集スルコト(斯民會ニ於テ)
 - 一、縣下ノ電車、汽車、停車場、學校、寺院、工場、會社、官公衙、劇場、産業組合及産業組合聯合會事務所其ノ他必要ナル箇所ニ「ポスター」ヲ掲クルコト
 - 一、各種組合其ノ他團體ノ總會、寺院、教會等ノ説教講義、劇場、活動寫眞館、寄席等ニ於テ適當ナル時間或ハ幕合等ヲ利用シテ宣傳スルコト
 - 一、官公署團體、會社等ノ發行書類ニ標語ヲ記入スルコト
 - 一、必要ニ應シ「パンフレット」ヲ頒布スルコト
 - 一、戶主青年ハ勿論特ニ主婦處女ノ會合ヲ盛ニシテ趣旨ノ徹底ニ資スルコト
 - 一、指導督勵ニ關シテハ民衆ト懇談的方法ヲ採ルコト
- 丁、實績ヲ舉クルニ關スルモノ
- 一、實行事項ハ成ルヘク少數ニ止メテ實行セシメ其ノ實績ノ舉カルヲ俟テ更ニ他ノ實行事項ニ移ルコト

二、時々實地ノ成績ヲ調査シ其ノ不良ナルモノニ對シテハ其ノ理由ヲ明ニシテ適切ナル指導督勵ノ方法ヲ講スルコト

三、成績優良ナルモノヲ表彰スルコト

四、各課(廳内)ヨリ數名ノ特別委員ヲ囑託シ常ニ其ノ關係方面ニ於ケル實狀ヲ調査シ適當ナル督勵ヲ加フルコト

第一回強調週間(大正十三年十一月十日ヨリ一週間)ニ於テハ活動寫真講演會三班ヲ縣下各郡市ニ派シ勤儉獎勵ニ關スル講演會ヲ開ケリ開會度數十八、參會者二萬五千四百人ニ及ヒ縣下產業組合並產業組合未設町村一般ニボスター二千枚及印刷物十萬枚ヲ配付セリ
第二回強調週間(大正十四年二月十五日ヨリ一週間)ニ於テハ「時局と吾人の覺悟」ト題セルパンフレット五千部ヲ印刷シテ縣下ニ配付セリ

第三回強調週間(大正十四年六月十日ヨリ一週間)ニ於テハ特ニ婦人ニ家庭經濟知識ヲ得シメム爲「家庭經濟の要旨」ト額セル「パンフレット」一萬部ヲ印刷シテ縣下ニ配付セリ
第四回強調週間(大正十四年九月一日ヨリ一週間)ニ於テハ宣傳用印刷物二十二萬枚ヲ印刷シテ縣下各戸ニ配付セリ

以上ハ本縣斯民會ニ於テ舉行セル所ナルカ同會郡市都會町村支會ニ於テモ亦講演會ヲ開キ宣傳用印刷物ヲ配付シ殊ニ第四回ニ於テハ支會總會等ヲ開キテ勤儉ノ實行ヲ促

進セリ

●(イ) 三重縣斯民會 (三重縣內務部社會課內)

民風ヲ作興シ地方ノ改良ヲ圖ラム爲明治四十二年十月本會ヲ組織シ各郡市ニ都會、各町村ニ支會ヲ設置シ縣民全部ヲ會員トシ以テ相互ノ聯絡ヲ執リ統一ヲ期ス而シテ總會ヲ開クコト十四回同時ニ篤志者、孝子節婦、義僕忠婢、模範小作人並職工等ヲ表彰セルコト百三十二名ニ及フ其ノ他名士ヲ招聘シテ各郡市ニ巡回講演ヲ行ヒ或ハ郡都會町村支會ノ申請ニ依リテ講師ヲ派遣ス又大正七年度ニ於テハ縣農事試驗場園藝場內ニ斯民講話室ヲ建設シ農事視察者ノ休憩ニ便シ兼テ講話會場ニ充テ以テ本會趣旨ノ徹底ニ資ス

大正八年內務大臣ヨリ民力涵養ニ關スル訓令ヲ發セララル。ヤ本會ノ趣旨綱領ト契合セルヲ以テ本會ハ努メテ訓令ノ趣旨徹底ヲ圖リ殊ニ國民精神作興ニ關スル 詔書ノ煥發セララル。ヤ 聖旨ニ副ヒ奉ラム爲各種ノ印刷物ヲ配付シ或ハ活動寫真器械及フィルムヲ購入シ縣社會事業協會、縣佛教會等ト相提携シテ各地ニ講演會ヲ開催シ昨年以來勤儉獎勵運動ノ強調セラル。ヤ本會ハ地方委員會ニ代用セラレタルヲ以テ一層都會支會ヲ督勵シ相俟テ實績ヲ舉クルニ努メツ、アリ

本會機關雜誌三重斯民ハ毎月三千部ヲ刊行シテ各官衙、官公吏、在郷軍人、青年會、處

女會、神職、寺院其ノ他各種團體及有力者ニ實費ヲ以テ配付シ所期ノ目的貫徹ヲ期シツ
ハアリ

本會ノ經費ハ特別會計タル縣積立金利子ヨリ毎年獎勵金トシテ下付セラル、金員ヲ以テ
維持ス而シテ本年度收支豫算並規則左ノ如シ

大正十四年度三重縣民會收支豫算書

收入

教化事業助成金

三〇〇、〇〇〇

縣補助金

六、〇五〇、〇〇〇

前年度繰越金

四二九、〇〇〇

雜收入

二〇、〇〇〇

計

六、七九九、〇〇〇

支出

事務費

四〇〇、〇〇〇

總會費

一、四〇〇、〇〇〇

表彰費

四三〇、〇〇〇

通俗講演會費

二〇〇、〇〇〇

三重縣民編輯部補助金

二、二〇〇、〇〇〇

勤儉獎勵費

一、九五三、〇〇〇

斯民講話室費

一〇〇、〇〇〇

豫備費

一一六、〇〇〇

計

六、七九九、〇〇〇

三重縣斯民會規則

第一條 本會ハ教育勅語戊申詔書ノ御趣旨ヲ遵奉シテ精神訓育ヲ獎メ廣ク道德經濟ノ

調和地方自治ノ作興教育產業ノ發達其ノ他一般地方ノ改良ヲ期スルヲ以テ目的トス

第二條 本會員ハ宗教ノ如何ヲ問ハス職業ノ異同ニ論ナク一ニ地方改良ノ精神ヲ以テ

共同助力シ本會ノ目的ヲ達スルコトヲ期スヘシ

第三條 本會員ハ左ノ個條ヲ以テ規模ト爲スヘシ

一、忠君愛國ノ思想ヲ涵養シ公共心ノ作興ヲ圖ルコト

二、誠實ヲ以テ本ト爲シ勤勉事ニ當リテ能ク分度ヲ守リ公益ノ爲ニ盡カスルコト

三、協同一致ヲ以テ公私ノ事ニ當リ立德致富ノ實ヲ擧ケテ相互ニ克ク助成救濟ヲ爲

スコト

四、自治ノ改良民風ノ改善ニ盡カスルコト

第四條 本會ニ於テ遂行スヘキ事業ノ概目左ノ如シ

- 一、地方公共団体ト聯絡ヲ取り団体ノ事業ヲ幫助シ諸般地方改良ノ方法ヲ講スルコト
 - 二、善行良風ヲ勸奨シテ公共ノ事ニ盡力スル者一意専心其ノ業務ニ精勵スル者其ノ他善行者篤志者ノ類ヲ旌表スルコト
 - 三、公益慈善ノ事業ヲ援助スルコト
 - 四、講話會ニ依リテ社會教育ノ作興ヲ圖ルコト
 - 五、道德經濟自治民政教育産業ニ關スル事項ヲ研究シ若ハ之ニ關シテ實行ヲ期スルコト
 - 六、前各項ノ外衛生其ノ他本會ノ目的ヲ達スルカ爲ニ必要ト認ムル事項
- 第五條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク但シ會長ニ於テ必要ト認ムル場合ニ於テハ臨時委員ヲ置クコトアルヘシ
- 會長一名、副會長三名、顧問若干名、評議員若干名、講師若干名、理事長一名、理事若干名、地方幹事長一名、地方幹事若干名、書記若干名
- 第六條 會長ハ三重縣知事ヲ以テ之ニ充テ其ノ他ノ役員ハ會長之ヲ囑託ス
- 官職又ハ名譽職ヲ負フルモノニシテ役員ニ囑託セラレタル者ハ退職ニヨリ當然役員

ノ資格ヲ失ヒ其ノ他ノ役員ハ任期ヲ三ケ年トス

第七條 入會セントスルモノハ住所氏名職業ヲ記シ本會ニ届出ツヘシ

會員ニシテ本會ノ体面ヲ汚辱スルノ行爲アリタルトキハ理事會ノ決議ヲ經テ之ヲ除名スルコトアルヘシ

第八條 本會ハ金品ノ寄附ヲ受納スルコトヲ得

第九條 各郡市ニ部會各町村ニ支會ヲ設ク

部會及支會ノ規則ハ各々其ノ定ムル處ニ依ル

第九條ノ一 部會長及支會長ハ會長之ヲ囑託シ其ノ他ノ役員ハ部會長又ハ支會長ノ推薦

ニ依リ會長之ヲ囑託ス但シ支會ノ役員ヲ推薦スル場合ハ部會長ヲ經由スヘシ

第十條 部會及支會ヲ設置シタルトキハ會則ヲ添ヘ役員ノ氏名ヲ本會ニ届出ツヘシ

第十一條 部會及支會ヲ開會セントスルトキハナルヘク開會期日凡ソ一週間前ニ左ノ事

項ヲ本會ニ届出ツヘシ

一、開會ノ場所及日時

二、演題及講演者ノ氏名

三、其ノ他舉行事項ノ概略

第十二條 本會規則ハ會長ノ發案ニ基キ評議員會ノ決議ニ依リ之ヲ變更スルコトヲ得ヘ

第十三條 本會規則ノ施行ニ必要ナル細則ハ理事會ノ決議ヲ經テ別ニ之ヲ定ム

三、地方改善事業

本縣ニ於ケル地方改善該當ノ町村數ハ百二十五、地區數二百五十五、現住戶數七千四百八十九、現住人口三十九萬四千八百人ノ多キヲ算スルヲ以テ縣ハ夙ニ之カ改善ニ意ヲ用ヒ明治三十九年慈惠救濟基金ヨリ生ヌル收入ヲ以テ慈惠救濟員ヲ設置シテ之カ改善ノ任ニ當ラシメ爾來郡市長警察官署長教育家宗教家或ハ篤志家等ト協力シ精神物質兩方面ヨリ自覺的進歩ヲ促シ更ニ大正三年以來職業改良及地方民衆トノ融和接近ヲ圖ル一助トシテ優良ナル兒童ヲ募集シ之ヲ縣下ニ於ケル篤志適良ノ工業者ニ委託シテ徒弟ヲ養成シ既ニ今日ニ至ル迄七十四名ヲ津市、四日市市、桑名町及鳥羽町ニ於ケル大工、左官、石工、指物職、ペイント職、鍛冶職、唐木細工等ノ徒弟ニ紹介セリ大正八年來他府縣ニ於ケル優良町村ノ情況ヲ實地ニ視察シ以テ自發的改善ノ機運ニ向ハシムルコトノ最モ有効ナルヲ認メ既ニ之ヲ試ムルコト前後四回滋賀、奈良、京都(第一回)愛知、静岡(第二回)東京及神奈川(第三回)滋賀及京都(第四回)ノ府縣ヲ視察シ尙此ノ機會ヲ利用シ相互諧和ニ資セシメカ爲一般篤志家、官公吏、宗教家、教育家等及此等婦人ヲモ參加セシメタリ其ノ他主

務課員、宗教家等ヲ各地ニ派遣シテ通俗講演ヲ試ミ大正八年七月津市ニ協議會ヲ開催シ次テ大正十年三月中町村ノ有力者百餘名ヲ縣會議場ニ集メテ懇談會ヲ開催セリ又前記ノ社會事業補助規程ニ依リ毎年壹萬五千圓内外ノ補助金ヲ左記ノ事業ニ交付シ改善事業ヲ獎勵シ大正十年度ニ於テ更ニ地方改善指導員一名慈惠救濟員二名ヲ増員シテ斯業ノ收善ニ努力シツ、アリ又大正十二年度ヨリ國庫支辨ヲ以テ育英獎勵事業ヲ開始シ現ニ其ノ補助ヲ受クルモノ十五人(專門學校二人中等學校十三人)年額補助金四千六百八十八圓卒業セシモノ二人(專門學校一人中等學校一人)中途退學二人(中等學校)其ノ他一人(中等學校)アリ在學中ノモノハ何レモ學業ニ勉勵セリ卒業者中一人ハ既ニ就職シ一人ハ專門學校ニ進校セリ

改善地區整理事業モ亦忽諸ニ附スヘカラサルヲ以テ松阪町ハ大正十二年度ヨリ向十ヶ年ノ繼續事業トシテ日野町二丁目地區整理ヲ實行シ政府ヨリ約拾貳萬圓ノ補助ヲ受ケ町ヨリ參萬七千四百拾圓ヲ支出シテ之カ完成ヲ期セムトス

右ノ外融和促進ニ關シテハ大正十二年ヨリ三重縣社會事業協會ニ融和部ヲ設ケ國庫ノ補助ヲ得テ差別撤廢融和促進上遺漏ナキヲ期シツ、アリ

要之本縣ノ社會課ハ融和部ト相俟ツテ物質的ニ精神的ニ着々地方改善即チ差別撤廢融和促進ニ努力シ居レリ

徒弟養成ニ要セシ十三年度迄ノ經費 二、五三一圓
地方改善事業助成自大正四年至大正十三年補助金額 五〇、三五九圓

補助セラルヘキ事業ノ種類

- 一、教育ニ關スル特別ノ施設
- 二、講習講話會ノ開設
- 三、産業ノ獎勵又ハ其ノ改良ニ關スル施設
- 四、移住又ハ出稼
- 五、集會所ノ新設又ハ改良
- 六、共同浴場ノ新設又ハ改良
- 七、共同食堂ノ新設又ハ改良
- 八、共同遊戯場ノ新設又ハ改良
- 九、托兒場ノ新設又ハ改良
- 一〇、墓地火葬場ノ新設又ハ改良
- 一一、井戸、上下水道及便所ノ新設又ハ改良
- 一二、トラホーム治療ニ關スル設備
- 一三、住宅改良

一四、其他部落改善上必要ト認ムル施設

三重縣告示第三百五十二號

職業改善徒弟養成規程左ノ通り定ム

大正十三年七月十八日

三重縣知事 千葉 了

第一章 徒弟

第一條 徒弟ハ左ノ各號ニ該當スル者ノ中ニ就キ郡市長ノ推薦ニ依リ知事之ヲ決定ス

一、職業改善ノ必要アリト認ムル地方ノ者

二、身體強健ニシテ品行方正ナル者

三、年齢十六歳未満ニシテ義務教育ヲ終了シタル者

郡市長ハ徒弟推薦書ニ知事ノ指定シタル醫師ノ身體検査書(第一號様式)ヲ添付スヘシ

第二條 徒弟タルコトノ決定ヲ受ケタル者ハ誓約書(第二號様式)ヲ提出スヘシ

第三條 徒弟ノ修得スヘキ技藝ノ種類ハ本人ノ希望ヲ參酌シテ知事之ヲ定ム

第四條 徒弟ハ知事ノ選定シタル師匠ト同居シ其ノ指揮ニ從ヒ滿五年間技藝ヲ修得スヘシ但シ獨立シテ職業ニ就キ難キ場合ニ在リテハ其ノ期間ヲ延長スルコトアルヘシ
徒弟ハ修得期間中故ナクシテ師匠ヲ變更シ若ハ徒弟ヲ辭スルコトヲ得ス

第五條 徒弟ニハ初年度ノ被服費ノ一部及自宅ヨリ師匠ノ住宅ニ到ル迄ノ旅費ヲ支給ス

第六條 徒弟左ノ各條ノ一ニ該當スルトキハ徒弟ヲ取消シ前條支給額ノ一部又ハ全部ノ返還ヲ命スルコトアルヘシ

- 一、成業ノ見込ナキトキ
- 二、知事又ハ師匠ノ指示ニ反スルトキ
- 三、不正ノ行爲アリタルトキ
- 四、正當ノ事由ナクシテ徒弟ヲ辭シタルトキ

第七條 技藝ヲ修得シタル徒弟ニシテ成績優良ナル者ニハ就業手當若ハ就業ニ必要ナル器具ヲ支給スルコトアルヘシ

第二章 師匠

第八條 師匠ハ知事之ヲ選定ス

第九條 師匠ニハ徒弟養成費トシテ初年度及次年度ニ限リ手當ヲ支給ス

第十條 師匠ハ徒弟ニ對シ被服食料其ノ他必要ナル金品ハ勿論其ノ技藝習熟ノ程度ニ應シ相當ノ給與ヲ爲スヘシ

第十一條 師匠ハ徒弟ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル事項アルトキハ津市ニ在リテハ知

事其ノ他ニ在リテハ當該郡市徒弟監護ニ報告スヘシ

- 一、疾病其ノ他ノ事故ニ依リ休業シタルトキハ其ノ日數
- 二、家庭ニ歸還セシメタルトキハ其ノ用件並日數
- 三、素行修ラス若ハ不正行爲アリタルトキハ其ノ事由
- 四、其ノ他養成上必要ト認ムル事項

第十二條 師匠ハ徒弟ノ成績ノ概要並給與シタル金品ノ數量ヲ具シ毎年十二月三十一日限リ知事ニ報告スヘシ

第三章 徒弟監護

第十三條 郡市(津市ヲ除ク)ニ徒弟監護ヲ置キ郡市ノ官吏吏員中ヨリ知事之ヲ囑託ス

第十四條 徒弟監護ニハ知事又ハ郡市長ノ指示ヲ受ケ徒弟及師匠ノ保護監視ニ從事シ隨時其ノ狀況ヲ報告スヘシ

附則

本規程ハ公布ノ日ヨリ施行ス

第一號様式

身體検査書 住所

氏名 生年月日

- 一、體格
- 一、體重
- 一、視力
- 一、聽力
- 一、呼吸器
- 一、皮膚
- 一、既往現在疾病又ハ畸形
右ノ通リ相違無之候也
- 一、身圍
- 一、胸圍
- 一、色盲眼疾
- 一、耳鼻疾
- 一、神經系
- 一、言語

検査醫師氏名印

第二號様式

誓約書

何某儀今般徒弟ニ御選定相成候ニ付テハ左ノ各項ヲ確守可致候

一、修業中ハ誠實從順ニ師匠ノ指揮ニ從ヒ徒弟ノ慣習ヲ恪守シ技藝ノ修得練磨ニ心

掛クルコト

二、修業年限ハ大正 年 月 日迄トシ其ノ期間ハ如何ナル事情アルモ徒弟ヲ辭セサルコト

三、職業修得ノ上ハ郷土ノ職業改善ニ努力スルコト

四、第二項ノ年限ニ達スルモ縣ニ於テ技藝未熟ナリト認めラレ更ニ年限ヲ延長セラ
ルコトアルモ異議ヲ申立サルコト

五、職業改善徒弟養成規程第六條ニ依リ又ハ前各項ニ違背シタル爲徒弟ヲ取消サレ
タル場合ニ於テ既ニ受ケタル諸給與ノ返納ヲ命セララルコトアルモ異議ヲ申立
サルコト

六、前項ノ場合ニ於テ戸主其ノ義務ヲ果ササルトキハ保証人ハ連帶責任ヲ以テ其ノ
義務ヲ履行スルコト

右誓約ノ証トシテ保証人連署誓約書差入候也

年 月 日

住 所

本人 氏 名 印

生 年 月 日

戶主氏名	年	印	住所	保證人氏名	年	印	住所	保證人氏名	年	印

四、釋放人保護

●(1) 三重縣保護會

津市上辨財町津興二、七〇番地
 釋放人保護財團法人
 會長山岡國利外理事六名幹事八名

沿革

明治二十七年九月三重縣監獄署教誨師ノ主唱ニ依リ免囚保護會ヲ創立シ明治三十四年三月三重授業院ト改稱シテ同會ノ事業ヲ繼承シ更ニ大正二年三月三重縣保護會ヲ組織シ三重授業院ヲ其ノ事業部トシ大正九年六月財團法人ニ組織ヲ改メ上野、四日市、宇治山田、松阪ニ支部ヲ置ク
 大正十四年六月各支部ヲ廢止シ更ニ各郡市ニ支部ヲ置キ郡市長ヲ支部長ニ各市内僧侶ヲ保護委員各町村長ヲ町村委員ニ囑託ス
 大正十四年度ニ於テ縣ハ事業助成ノ爲金六百圓ヲ補助ス而シテ現在直接保護人員六人間接保護人員四五〇人ニシテ大正十四年度豫算左ノ如シ
 三重縣保護會大正十四年度歳入歳出豫算

現況

歳入

- 一、前年度繰越金 二九〇、〇〇〇
- 二、本年度收入額 三、一三〇、〇〇〇
- 合計 三、四二〇、〇〇〇

歳出

- 一、事務費 二、一二〇、〇〇〇
- 二、給與費 五三〇、〇〇〇

三、作業費	五六五、〇〇〇
四、積立金	一五〇、〇〇〇
五、豫備費	四五、〇〇〇
計	三、四一〇、〇〇〇

同上追加豫算

二、本年度收入額	三、〇八〇、〇〇〇
計	三、〇八〇、〇〇〇

歳出

一、事務費	一、五五〇、〇〇〇
四、委託販賣資金編入	一、〇〇〇、〇〇〇
六、豫備金	五五〇、〇〇〇
計	三、〇八〇、〇〇〇

歳出ノ部

第四款ヲ第五款ニ第五款ヲ第六款ニ改ム

五、雜

●(1) 如 雪 園

宇治山田市大字中之切町

無料休憩所

大阪市東區和泉町帶谷傳三郎

理事一名事務員三名

敬神崇祖忠君愛國ノ精神ヲ涵養シ一面神宮參拜獎勵ノ目的ヲ以テ大正八年八月宇治山田市大字中之切町ノ高地ヲ開墾シ一般團體參宮者無料休憩所並貴賓休憩所等ヲ建築シ大正九年八月竣工開園ス

常ニ湯茶ヲ設備シ登園者ノ接待ニ充テ傍ラ思想善導ニ關スル講演會ヲ開催シ夏期林間學舎ヲ開キ其ノ他各種集會等ニ利用セシム皇族以下貴紳其ノ他一般登園者年々増加シ過去四年間ニ於ケル數ハ左ノ如シ

大正十年	約	八五、七〇〇人
同 十一年	同	九一、三〇〇人
同 十二年	同	一一八、五〇〇人

同 十三年

同 一三三、七三〇人

右ニ要スル大正十四年度豫算左ノ如シ

歳 出

- 一、登園者接待費 二四、〇〇〇円〇〇〇
- 一、維持費 一二、〇〇〇、〇〇〇
- 一、臨時費 六、〇〇〇、〇〇〇
- 合計 四二、〇〇〇、〇〇〇

以上ハ本縣ニ於ケル社會事業施設ノ概要ナリ其ノ施設未タ十分ナラス其ノ内容不備ナリト雖年ヲ逐ヒテ順調ニ發達シツ、アルハ喜フヘキ所ナリトモ世運ノ進轉ハ急激ニシテ社會ノ變遷ハ著大ナルヲ以テ今後益々本施設ノ普及徹底ヲ要スルモノアルヘキハ論ヲ俟タス希クハ縣民諸氏一層斯業ノ實際ヲ理解シ爲政者ト協力シテ社會全般ノ福祉ヲ増進スルニ努ムコトヲ

大正十四年十一月廿八日印刷
 大正十四年十一月三十日出版

三 重 縣

三重縣津市丸之内四番屋敷
 伊勢新聞社活版部

印刷者 松 田 德 三 郎

印刷所 三重縣津市丸之内四番屋敷
 伊勢新聞社活版部

535
21

終

